

a 勤務評定の実施

30年12月都道府県教育長協議会試案が発表されて以来部内において検討すると同時にこれを県下に発表し、特に市町村教委・校長会等関係方面にはかり試案に対する意見を徴した。

市町村教育委員会は連絡協議会に専門委員会を構成して組織的にこれを検討し、小中高の校長会においてはその組織の全機能をあげてこれを検討、それぞれ勤評実施に関する積極的な意見を具申した。

かかる過程において勤評実施の年である昭和33年度を迎えたわけであるが県教委は市町村教委、校長会等の意見を十分に尊重しつゝ最大限にこれをとり入れ、4月30日福島県立学校教職員ならびに市町村立小中学校教職員の勤務評定実施規則を制定。つづいて5月22日は同実施要領をそれぞれ制定これを発表した。

勤務評定実施規則により9月20日現在をもって一齊に実施、10月19日までに市町村教育委員会より県教委に対して評定結果の報告がなされた。

その間県教員組合において今までかってない熾烈な勤評絶対反対、実施規則撤回の闘争が展開されたのであったが市町村教委の公正な判断と各校校長の良識とによって、全学校全教委が期日までそれぞれ評定書ならびに報告書を提出完了全国に例の少い円満な完全実施が遂行されたのであった。

b 勤評反対闘争の概要

規則ならびに実施要領制定以後若干の期間著しい交渉のなかった県教員組合は7月18日の福島大学芸学部の教授団によって発表された「勤評に関する声明」をきっかけとし県教委に対して大規模な集団交渉を開始すると同時に市町村教委を対象とした地域闘争、校長を対象とする職場闘争を指令し少からず現場の動搖を招き教育能率に影響をおよぼすことが案ぜられた。

しかし10割一齊休暇を呼号した9月15日の県教組の統一行動は、関係方面的周到な職場管理と現場教職員の健全な良識に支えられてほとんど実害を児童生徒に与えることを避けることが出来た。

県立高等学校教職員組合は県教員組合とは一応別途の闘争方式をとったのでこれまた生徒の教育に実害を与えるまでに至らなかった。

その後9・15、10・28の休暇闘争に随伴した行政処分および賃金カット等の処置に対する組合の闘争はひき続き仕組まれたわけであるが全体としては組合の反対闘争は9月15日をピークとして漸次下降の傾向を示したもののごとくみられた。

c 勤評に対する教育行政機関の動向

県教育委員会は、終始教職員の勤務評定は純粋な人事管理の事務と観念し、その実施方式については

それぞれの関係者において処理すべきものとして県民に対し、漸次改善を加えて理想的な勤務評定を実施せんとする態度で一貫し、委員会、事務局一体となってこれが円満な実施に邁進した。

市町村教育委員会は県教委の要望に応じ再度にわたり要望書提出を行ったが、規則ならびに実施要領の制定に際しその要望のほとんどが採択された関係もあり、当初より勤評実施の態度を確立し、県教育委員会に協力した。

高等学校長は当初以来校長に対する勤評実施について可否を論ずることなく教職員の勤評実施については積極的に建設的意見を提出した。

市町村立小中学校長は勤評試案について意見書を提出して以来、現場における教職員と市町村教育委員会との間に立ちながら勤評内容をよりよくする立場から繰返し数度の意見具申を行ったが、基本的には勤評実施に踏みきり、校長の評定義務不存在確認訴訟を提出するがごとき行動をとる者は見られず期日を厳守して評定書提出がなされた。

PTAその他一般民間団体も全般としては静観の立場で終始した。

殊にPTAはほとんど学校長や地教委の要請にこたえて中立的態度を堅持し、教組の立場に協力して事態を困難に導くがごときことはなかった。

d 勤評実施以後

第1回の勤務評定は前項までの情勢の中に無事完全に実施されたが、その後、9・15や10・28等の休暇闘争に参加した教職員に対し慎重審議の結果停職1名、減給12名、戒告15名、文書訓告749名、口頭訓告415名の行政処分を行いさらに参加時刻によってそれぞれ適法な賃金カットを通告した。

県教組は直ちにこれが撤回を県教委に申入れると同時に別に人事委員会に対し不利益処分の審査請求を行い同時に裁判所に対し、処分取消を提訴した。この抗争は33年度内に結末をみるに至らず、34年度にそのまま持ちこされることとなった。

2. 教育委員会の活動

A 県教育委員会において、どのような問題が審議されたか（33年1月より33年12月まで）

1月定例 昭和32年度末小・中学校教職員の人事に関する方針について

昭和32年度末県立学校教職員の人事に関する方針について

2月定例 福島県猪苗代積慶寮使用料条例の一部を改正する条例案について

学校医公務災害補償に関する条例案について